

徳島市監査委員告示第2号

令和3年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和4年1月7日

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	岡南均
同	土井昭一

企政発第52号
令和3年12月16日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 内藤 佐和子

令和3年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果（令和3年12月3日報告分）に基づく措置状況

企画政策部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1 支出事務</p> <p>(1) 物品購入において、契約書又は請書が作成されていないものがあった。</p> <p>(2) 支出負担行為決裁において、会計管理者への協議ができていないものがあった。</p>	<p>1 支出事務</p> <p>(1) 今回の指摘を受け、直ちに請書を作成しました。今後は徳島市契約規則に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(2) 今回の指摘を受け、直ちに会計管理者への協議を行いました。今後は、予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正に処理を行います。</p>